

【参考】住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令による改正後の住民基本台帳法施行令（平成二十二年政令第二百五十三号）新旧対照条文

○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十一号）

（傍線の部分は一部改正令による改正部分、二重線は一部改正令の一部改正による改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第四章 （略）	第一章～第四章 （略）
第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の一～第三十条の二十四）	第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の一～第三十条の二十五）
第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の二十五～第三十条の三十一）	第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の二十五～第三十条の三十一）
第五章 （略）	第五章 （略）
附則	附則
（定義）	（定義）
<p>第一条 この政令において、「国民健康保険の被保険者」、「後期高齢者医療の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年金の被保険者」、「児童手当の支給を受けている者」、「住民票コード」、「転入」、「転居」、「転出」、「外国人住民」、「中長期在留者」、「特別永住者」、「一時庇護許可者」、「仮滞在許可者」、「出生による経過滞在者」又は「国籍喪失による経過滞在者」とは、それぞれ住民基本台帳法（以下「法」という。）第七条第十号から第十一号の二まで若しくは第十三号、法第二十二条第一項、法第二十三条又は法第二十四条に規定する国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受けている者、住民票コード、転入、転出</p>	<p>第一条 この政令において、「国民健康保険の被保険者」、「後期高齢者医療の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年金の被保険者」、「児童手当の支給を受けている者」、「住民票コード」、「転入」、「転居」又は「転出」とは、それぞれ住民基本台帳法（以下「法」という。）第七条第十号から第十一号の二まで若しくは第十三号、法第二十二条第一項、法第二十三条又は法第二十四条に規定する国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受けている者、住民票コード、転入、転出</p>

条の四十五に規定する国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保

険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受

けている者、住民票コード、転入、転居、転出、外国人住民、中長期在

留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者をいう。

居又は転出をいう。

(略)

（日本の国籍の取得又は喪失による住民票の記載及び消除）

第八条の二 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日

(住民票の記載)

第七条 市町村長は、新たに市町村の区域内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者があるときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならない。

2 市町村長は、一の世帯につき世帯を単位とする住民票を作成した後に新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者でその世帯に属することとなつたもの（既に当該世帯に属していた者で新たに法の適用を受けることとなつたものを含む。）があるときは、その住民票にその者に関する記載（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をしなければならない。

(住民票の消除)

第八条 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあつては、その住民票の全部又は一部）を消除しなければならない。

(新設)

本の国籍を有しない者が日本の国籍の取得をしたときは、その者の法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票（次項において「日本人住民としての住民票」という。）を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同条各号に掲げる事項の記載をするとともに、その者の法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項を記載した住民票（次項において「外国人住民としての住民票」という。）（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する者が日本の国籍を失つたときは、その者の外国人住民としての住民票を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項の記載をするとともに、その者の日本人住民としての住民票（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

（略）

（住民票の記載の修正）

第九条 市町村長は、住民票に記載されている事項（住民票コードを除く。）に変更があつたときは、その住民票の記載の修正をしなければならない。

（転居又は世帯変更による住民票の記載及び消除）

第十条 市町村長は、転居をし、又はその市町村の区域内においてその属する世帯を変更した者がある場合において、前条の規定によるほか必要があるときは、その者の住民票を作成し、又はその属することとなつた世帯の住民票にその者に関する記載をするとともに、その者の住民票（

その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成された場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

（届出に基づく住民票の記載等）

第十一条 市町村長は、法第四章又は法第四章の三の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）を行わなければならない。

（職権による住民票の記載等）

第十二条 市町村長は、法第四章又は法第四章の三の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

一・二 （略）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき（同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

三の二～七 （略）

3・4 （略）

（届出に基づく住民票の記載等）

第十一条 市町村長は、法の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）を行わなければならない。

（職権による住民票の記載等）

第十二条 市町村長は、法の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

一・二 （略）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき（同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

三の二～七 （略）

3・4 （略）

(住民票を消除する場合の手続)

第十三条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第二十四条の規定による届出（以下「転出届」という。）に基づき住民票を消除する場合にあつては、転出の予定年月日）をその住民票に記載しなければならない。

2～4 (略)

(法第十二条の四第一項及び第三項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項)

第十五条の三 法第二十二条の四第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

(転出証明書の交付等)

第二十四条 市町村長は、転出届があつたとき（法第二十四条の二第一項本文若しくは同条第二項本文の規定の適用を受けるとき又は国外に転出をするときを除く。）は、転出証明書を交付しなければならない。

(住民票を消除する場合の手続)

第十三条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第二十四条の規定による届出に基づき住民票を消除する場合にあつては、転出の予定年月日）をその住民票に記載しなければならない。

2～4 (略)

(法第十二条の四第一項及び第三項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項)

第十五条の三 法第二十二条の四第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

(転出証明書の交付等)

第二十四条 市町村長は、法第二十四条の規定による届出があつたとき（付記転出届（法第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をいう。第二十四条の三、第三十条の二十一及び第三十条の二十三において同じ。）若しくは世帯員に関する付記転出届（法第二十四条の二第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をいう。第二十四条の三において同じ。）があつたとき又は国外に転出をするときを除く。）は、転出証明書を交付しなければならない。

2 (略)

(削除)

交付しなければならない。

2 (略)

(付記転出届等に係る付記事項)

第二十四条の二 法第二十四条の二第一項及び第二項に規定する政令で定める事項は、これらの規定に基づき法第二十二条第二項の規定が適用されない同条第一項の規定による届出をする旨とする。

(最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合)

第二十四条の二 法第二十四条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 転出届をした者が、当該転出届がされてから最初の転入届（法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をいう。以下同じ。）がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合

二 転出届をした者が、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、最初の転入届をする場合

三 最初の転入届の際に、法第三十条の四十四第五項の規定による住民基本台帳カード（同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）の提出がされなかつた場合

2 法第二十四条の二第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 転出届をした世帯員（法第二十四条の二第二項に規定する世帯員をいう。以下この項において同じ。）が、当該転出届がされてから最初

2 (略)

(削除)

(最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合)

第二十四条の二 法第二十四条の二第一項及び第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 付記転出届をした者が、当該付記転出届がされてから法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合

二 付記転出届をした者が、当該付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合
(新設)

2 法第二十四条の二第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯員に関する付記転出届をした者が、当該世帯員に関する付記転出届がされてから法第二十四条の二第二項に規定する最初の世帯員に

の世帯員に関する転入届（同条第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をいう。以下同じ。）がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合

二 転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主が、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、最初の世帯員に関する転入届をする場合

三 最初の世帯員に関する転入届の際に、法第三十条の四十四第五項の規定による転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主の住民基本台帳カードの提出がされなかつた場合

（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）

第二十四条の三 法第二十四条の一第四項に規定する政令で定める事項は、法第七条第一号から第五号まで及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一〇六 （略）

七 住民基本台帳カードの交付を受けている者については、当該住民基

本台帳カードの発行の日、有効期間が満了する日その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項として総務省令で定めるもの

（届出の方式）

第二十六条 法第四章又は法第四章の三の規定による届出は、現に届出の任に当たつてゐる者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たつてゐる者が署名し、又は記名押印した書面でしなければならない。

関する転入届がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合

二 世帯員に関する付記転出届をした者が属する世帯の世帯主が、当該世帯員に関する付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、法第二十四条の一第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をする場合

（新設）

（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）

第二十四条の四 法第二十四条の一第四項に規定する政令で定める事項は、法第七条第一号から第五号まで及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一〇六 （略）

（新設）

第二十六条 法の規定による届出は、現に届出の任に当たつてゐる者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たつてゐる者が署名し、又は記名押印した書面でしなければならない。

(国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項)

第二十七条 法第二十八条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二条の規定による届出（以下「転入届」という。）並びに
法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三
号に掲げる届出を除く。） 次に掲げる事項

イ　国民健康保険の被保険者の資格を取得した旨
口　職業

イ　国民健康保険の被保険者の資格を取得した旨
口　職業

その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証（国民健康保険法第九条第二項の被保険者証をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）又は国民健康保険の被保険者資格証明書（同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）のいずれかが交付されているときは、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されているときは、その旨並びに国民健康保険の被保険者証

記号及び番号

一 法第二十三條の規定による届出（以下「転居届」という。）、転出届及び法第二十五条の規定による届出（次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。）その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨並びに国民健

(国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項)

第二十七条 法第二十八条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二条の規定による届出 次に掲げる事項

その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証（国民健康保険法第九条第二項の被保険者証をいう。この条及び第三十条において同じ。）が交付されているときは、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者資格証明書（同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。この条及び第三十条において同じ。）が交付されているときは、その旨

一 法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出
その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証が交付さ
れている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険
の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その旨

証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨並びに国民健

三 康保険の被保険者証の記号及び番号

法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等（法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等をいう。次条から第二十八条までにおいて同じ。）となる前から引き続き国民健康保険の被保険者の資格を有する場合に限る。） 次に掲げる事項

- | イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日
- | ロ その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいざれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいざれもが交付される場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項）

第二十七条の二 法第二十八条の二に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届（一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るもの）並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。） 次に掲げる事項

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した旨

- | ロ その者が属することとなつた世帯に既に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者証（高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）が交付されているときは、その番号、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書（同法第五十四条第七項の被保険者資格証

（新設）

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項）

第二十七条の二 法第二十八条の二に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二条の規定による届出（一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るもの） 次に掲げる事項

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した旨

- | ロ その者が属することとなつた世帯に既に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者証（高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。次号及び第三十条において同じ。）が交付されているときは、その番号、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書（同法第五十四条第七項の被保険者資格証

資格証明書をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）が交付されている付されているときは、その記号及び番号

二 転居届、転出届及び世帯変更届 その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その記号及び番号

三 法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期

在留者等となる前から引き続き後期高齢者医療の被保険者の資格を有する場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日

ロ その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その記号及び番号

（介護保険の被保険者である者に係る付記事項）

第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。） 介護保険の被保険者の資格を有する旨

二 転居届、転出届及び世帯変更届 介護保険の被保険者証（介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。次号及び第三十条において同じ。）の番号

三 法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き介護保険の被保険者の資格を有する場合に限る。） 次に掲げる事項

明書をいう。次号及び第三十条において同じ。）が交付されているときは、その旨

二 法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出 その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その旨

（新設）

（介護保険の被保険者である者に係る付記事項）

第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、法第二十二条の規定による届出については、介護保険の被保険者の資格を有する旨とし、法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出については、介護保険の被保険者証（介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。第三十条において同じ。）の番号とする。

（新設）

（新設）

イ 介護保険の被保険者となつた年月日

ロ 介護保険の被保険者証の番号

(国民年金の被保険者である者に係る届出の付記事項)

第二十八条 法第二十九条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届及び法第三十条の四十六の規定による届出 次に掲げる事項
イ 前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二条第一項第七号に規定する者又は法第三十条の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号

ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二条第一項第七号に規定する者又は法第三十条の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号
ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 転居届及び転出届 国民年金の被保険者である旨

三 法第三十条の四十七の規定による届出 次に掲げる事項

イ 中長期在留者等となる前から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

(国民年金の被保険者である者に係る届出の付記事項)

第二十八条 法第二十九条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二条の規定による届出 次に掲げる事項
イ 前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二条第一項第七号に規定する者である場合には、基礎年金番号

ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二条第一項第七号に規定する者である場合には、基礎年金番号

ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 法第二十三条又は法第二十四条の規定による届出 国民年金の被保険者である旨

(新設)

口

中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ハ 中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前

国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の付記事項)

第二十九条 法第二十九条の二に規定する政令で定める事項は、転居届及び転出届について、児童手当の支給を受けている者である旨とする。

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の附記事項)

第二十九条 法第二十九条の二に規定する政令で定める事項は、法第二十条又は法第二十四条の規定による届出について、児童手当の支給を受けている者である旨とする。

(付記がされた書面で届出をする場合の特例)

第三十条 法第二十八条から第二十九条までの規定による付記がされた書面で届出をすべき者は、その者に係る国民健康保険の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、後期高齢者医療の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、介護保険の被保険者証又は国民年金手帳（国民年金法第三条の国民年金手帳をいう。）の交付を受けているときは、これらを添えて、その届出をしなければならない。

(住民票コードの記載の変更請求書の提出方法)

第三十条の三 法第三十条の三第一項の規定により住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第二項に規定する変更請求書を提示する際に、住民基本台帳カード又は総務省令で定める書類を提示しな

(住民票コードの記載の変更請求書の提出方法)

第三十条の三 法第三十条の三第一項の規定により住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第二項に規定する変更請求書を提示する際に、法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード

ければならない。

(以下「住民基本台帳カード」という。)又は総務省令で定める書類を提示しなければならない。

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第三十条の五 法第三十条の五第一項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 住民票の消除を行つた場合 住民票の消除を行つた旨並びに転出その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日(転出届に基づき住民票の消除を行つた場合にあつては、転出の予定年月日)

三・四 (略)

(住民基本台帳カードの記載事項)

第三十条の十二 法第三十条の四十四第一項に規定する政令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者(次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。)がその者に係る住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所が記載された住民基本台帳カードの交付を求める場合においては、住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所とする。

(住民基本台帳カードの交付)

第三十条の十五 法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長(以下この章において「住所地市町村長」という。)は、交付申請者又はその法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、住民基

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第三十条の五 法第三十条の五第一項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 住民票の消除を行つた場合 住民票の消除を行つた旨並びに転出その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日(法第二十四条の規定による届出に基づき住民票の消除を行つた場合にあつては、転出の予定年月日)

三・四 (略)

(住民基本台帳カードの記録事項)

第三十条の十二 法第三十条の四十四第一項に規定する政令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者(次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。)がその者に係る住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所が記載された住民基本台帳カードの交付を求める場合においては、住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所とする。

(住民基本台帳カードの交付)

第三十条の十五 市町村長は、交付申請者又はその法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、住民基本台帳カードを交付するものとする。この場合において、当該交付申請者又はその法定代理人は、

本台帳カードを交付するものとする。この場合において、当該交付申請者又はその法定代理人人は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

2 住所地市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該交付申請者が本人であることが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、当該交付申請者の指定した者は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

(削除)

(住民基本台帳カードの再交付の申請等)

第三十条の十七 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合その他総務省令で定める場合には、住所地市町村長に対し、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した再交付申請書を提出して、住民基本台帳カードの再交付を求めることができる。

3 2 (略)
再交付された住民基本台帳カードについて前条の規定を適用する場合

2 市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該交付申請者が本人であることが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、当該住民基本台帳カードを交付することができる。この場合において、当該交付申請者の指定した者は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

(住民基本台帳カードの記録事項の変更届出)

第三十条の十七 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードに記録されている事項（住民票コードを除く。）に変更を生じたときは、当該住民基本台帳カードを添えて、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に届け出なければならない。ただし、転出をしたときは、この限りでない。

(住民基本台帳カードの再交付の申請等)

第三十条の十八 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合その他総務省令で定める場合には、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長（以下「交付市町村長」という。）に対し、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した再交付申請書を提出して、住民基本台帳カードの再交付を求めることができる。

3 2 (略)
再交付された住民基本台帳カードについて第三十条の十六の規定を適

には、同条中「住民基本台帳カード」とあるのは、「再交付された住民基本台帳カード」とする。

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付の申請)

第三十条の十八 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードの有効期間の満了する日までの期間が三月未満となつた場合その他総務省令で定める場合には、第三十条の十四の規定にかかわらず、住所地市町村長に対し、当該住民基本台帳カードの有効期間内においても当該住民基本台帳カードを提示して、新たな住民基本台帳カードの交付を求めることができる。

2 住所地市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する住民基本台帳カードと引換えに新たな住民基本台帳カードを交付しなければならない。

(紛失した住民基本台帳カードを発見した場合の届出)

第三十条の十九 法第三十条の四十四第八項の規定による届出をした者は、紛失した住民基本台帳カードを発見したときは、第三十条の二十一第一項第二号に掲げる場合を除き、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

(住民基本台帳カードが失効する場合)

第三十条の二十 法第三十条の四十四第九項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 住民基本台帳カードの交付を受けている者が国外に転出をしたとき。

二 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出届をした場合にお

用する場合には、同条中「住民基本台帳カード」とあるのは、「再交付された住民基本台帳カード」とする。

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付の申請)

第三十条の十九 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードの有効期間の満了する日までの期間が三月未満となつた場合その他総務省令で定める場合には、第三十条の十四の規定にかかわらず、交付市町村長に対し、当該住民基本台帳カードの有効期間内においても当該住民基本台帳カードを提示して、新たな住民基本台帳カードの交付を求めることができる。

2 交付市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する住民基本台帳カードと引換えに新たな住民基本台帳カードを交付しなければならない。

(紛失した住民基本台帳カードを発見した場合の届出)

第三十条の二十 法第三十条の四十四第五項の規定による届出をした者は、紛失した住民基本台帳カードを発見したときは、第三十条の二十三第一項第二号に掲げる場合を除き、遅滞なく、その旨を交付市町村長に届け出なければならない。

(住民基本台帳カードの失効)

第三十条の二十一 住民基本台帳カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出をしたとき（付記転出届をしたときを除く。）。

二 住民基本台帳カードの交付を受けている者が付記転出届をした場合

いて、当該者が最初の転入届を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。

三 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、当該者が当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に

該住民基本台帳カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から九十日を経過し、又は当該者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

四 住民基本台帳カードの交付を受けている者が死亡したとき。

五 住民基本台帳カードの交付を受けている者が法の適用を受けない者となつたとき。

六 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出届（国外への転出に係るもの）を除く。）に基づき当該住民票が消除されたとき、第八条の二の規定により当該住民票が消除されれたとき又は第一号若しくは前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたと/orを除く。）。

七 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。

（削除）

八 第三十条の十七第一項に規定する場合に該当することとなつた住民基本台帳カードにあつては、同項の規定により住民基本台帳カードの再交付の求めがあつたとき。

九 次条第四項の規定により返納された住民基本台帳カードにあつては、当該住民基本台帳カードが返納されたとき。

十 第三十条の二十二第一項の規定により返納を命ぜられた住民基本台帳カードにあつては、同条第二項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずる

（新設）

三 住民基本台帳カードの交付を受けている者が死亡したとき。

四 住民基本台帳カードの交付を受けている者が法の適用を受けない者となつたとき。

五 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出をし、又は前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたと/orを除く。）。

六 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。

七 住民基本台帳カードの有効期間が満了したとき。

八 第三十条の十八第一項に規定する場合に該当することとなつた住民基本台帳カードにあつては、同項の規定により住民基本台帳カードの再交付の求めがあつたとき。

九 返納された住民基本台帳カードにあつては、当該住民基本台帳カードが返納されたとき。

十 次条第一項の規定により返納を命ぜられた住民基本台帳カードについては、同条第二項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずる

において、当該付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。

返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

(削除)

(住民基本台帳カードの返納命令)

第三十条の二十二 交付市町村長は、錯誤に基づき、又は過失により、住民基本台帳カードを交付した場合において、住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、当該住民基本台帳カードの返納を命ずることができること。

2 交付市町村長は、前項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずることを決定したときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(住民基本台帳カードの返納)

第三十条の二十一 法第三十条の四十四第十項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第三号又は第七号に該当したとき。

二 住民基本台帳カードの再交付を受けた場合において、紛失した住民基本台帳カードを発見したとき。

三 次条第一項の規定により返納を命ぜられたとき。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合又は前項各号のいずれかに該当する場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面添えて、当該住民基本台帳カード(同項

(住民基本台帳カードの返納)

第三十条の二十三 法第三十条の四十四第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三十条の二十一第一号、第二号又は第四号から第七号までの規定のいずれかに該当したとき。

二 住民基本台帳カードの再交付を受けた場合において、紛失した住民基本台帳カードを発見したとき。

(新設)

2 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、前項各号のいずれかに該当する場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面添えて、当該住民基本台帳カード(同項

した書面を添えて、当該住民基本台帳カード（同項第一号の場合にあつては、発見した住民基本台帳カード）を、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

3 | 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、前条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当した場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードがこれらの規定のいずれかに該当する際にその者が記録されていた住民基本台帳を備える市町村の市町村長（第三十条の二十四第二項及び第五項において「直前の住所地市町村長」という。）に遅滞なく返納しなければならない。

（削除）

4 | 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、いつでも、当該住民基本台帳カードを住所地市町村長に返納することができる。

（住民基本台帳カードの返納命令）

第三十条の二十二 住所地市町村長は、住民基本台帳カードの法第三十条の四十四第三項の規定による交付又は同条第六項の規定による返還が錯謬に基づき、又は過失によつてされた場合において、当該住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、当該住民基本台帳カードの返納を命ずることができる。

2 | 住所地市町村長は、前項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずることを決定したときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けてい

第二号の場合にあつては、発見した住民基本台帳カード）を、交付市町長に遅滞なく返納しなければならない。

3 | 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、付記転出届をした場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該付記転出届に係る法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届を受けた市町村長に当該住民基本台帳カードを返納しなければならない。この場合において、住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、その旨を交付市町村長に通知するものとする。

4 | 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて交付市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

5 | 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、いつでも、当該住民基本台帳カードを交付市町村長に返納することができる。

（新設）

る者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(返納された住民基本台帳カードの廃棄)

第三十条の二十三 住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、返納された住民基本台帳カードを廃棄しなければならない。

(住民基本台帳カードを交付した場合等の措置)

第三十条の二十四 住所地市町村長は、住民基本台帳カードを交付した場合、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた場合、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた場合、住民基本台帳カードがその効力を失つたことを知つた場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

2 直前の住所地市町村長は、住民基本台帳カードがその効力を失つたことを知つた場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3 法第二十四条の一第三項に規定する転出地市町村長（第五項において「転出地市町村長」という。）は、同条第三項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第九条第一項の規定による通知を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

4 法第二十四条の二第三項に規定する転入地市町村長（次項において「転入地市町村長」という。）は、住民基本台帳カードに法第三十条の十四第六項に規定する措置を講じた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(返納された住民基本台帳カードの廃棄)

第三十条の二十四 住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、返納された住民基本台帳カードを廃棄しなければならない。

(住民基本台帳カードを交付した場合等の措置)

第三十条の二十五 交付市町村長は、住民基本台帳カードを交付した場合、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた場合、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた場合、住民基本台帳カードがその効力を失つたことを知つた場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(新設)

(新設)

5| 前各項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長、直前の住所地市町村長、転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

6| 委任都道府県知事（法第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）は、第一項から第四項までの規定による通知に係る事項を、指定情報処理機関（法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）に通知するものとし

る。

7| 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

8| 市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は、第一項から第四項までの規定による通知に係る事項の市町村長への通知その他の住民基本台帳カードの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2| 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、交付市町長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3| 委任都道府県知事（法第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）は、第一項の規定による通知に係る事項を、指定情報処理機関（法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）に通知するものとする。

4| 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

5| 市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は、第一項の規定による通知に係る事項の市町村長への通知その他の住民基本台帳カードの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第四章の三 外国人住民に関する特例

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の二十五 外国人住民に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項に規定する通称
二 第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項

（新設）

(外国人住民の通称の住民票への記載等)

(新設)

第三十条の二十六 外国人住民は、住民票に通称（氏名以外の呼称）であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の記載を求めようとするときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条及び次条において「住所地市町村長」という。）に、通称として記載を求める呼称その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

2 住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合において、同項に規定する当該呼称を住民票に記載することが居住関係の公証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係る住民票に通称として記載しなければならない。

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

一 外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合 転出証明書に記載された通称

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合 法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称

4 外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称が記載されている場合において、当該通称の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事

項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。

5|| 住所地市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称が記載されている場合において、当該通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。
6|| 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第四項の申出について準用する。

7|| 外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合における法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

事項のうち第七条第一	法第十一條第一項	住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで	住民基本台帳のうち第七条第一号に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）並びに第七条第二号
事項のうち第七条第一			

第三項及び法第三十一条の十一第九項	第三十条の三十二の規定により読み替え て適用される第十五条の三第二項	第一号から第三号まで	号、第三号
第三十条の三十二の規定により読み替え て適用される第二十一条の三第二項及び第二十四条の三	第一号から第四号まで	第一号に掲げる事項及び通称（第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この章から第四章の二までにおいて同じ。）、法第七条第二号、第三号	第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号から第三号まで
第三十条の三十二の規定により読み替え て適用される第二十一条の五第二号	第一号から第三号まで	第一号に掲げる事項及び通称（第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この章から第四章の二までにおいて同じ。）、法第七条第二号、第三号	第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号から第三号まで
第三十条の十二の規定により読み替え て適用される第二十一条の五において「交付申請者」という。）がその者	第一号から第三号まで	第一号に掲げる事項及び通称（第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この章から第四章の二までにおいて同じ。）、法第七条第二号、第三号	第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号から第三号まで
（外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等） 第二十条の二十七 住所地市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該	第一号から第三号まで	第一号に掲げる事項及び通称（第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この章から第四章の二までにおいて同じ。）、法第七条第二号、第三号	第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号から第三号まで

(新設)

各号に定める事項（以下この条において「通称の記載及び削除に関する事項」という。）を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

- 一 外国人住民に係る住民票に通称を記載した場合（前条第三項の規定による場合を除く。） 当該通称を記載した市町村名（特別区にあつては、区名。次号において同じ。）及び年月日
- 二 外国人住民に係る住民票に記載されている通称を削除した場合 当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日
- 三 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称の記載及び削除に関する事項を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。
- 一 外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合 転出証明書に記載された通称の記載及び削除に関する事項
- 二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合 法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称の記載及び削除に関する事項
- 三 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項が記載されている場合におけるこの政令の規定の適用については、第三十条の三十二条の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項（第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項をいう。第二十四条の三において同じ。）」と、第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第二十四条の三中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項」とする。

(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合)

第三十条の二十八 法第三十条の四十八ただし書に規定する政令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。次号及び次条において同じ。）との親族関係に変更がない場合
- 二 世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場合

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合)

第三十条の二十九 法第三十条の四十九ただし書に規定する政令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合
- 二 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）。

- 三 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）

- 四 前三号に掲げる場合のほか、世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民に関する転入届又は転居届に併せて転入届又は転居届をする場合（当該他の外国人住民が世帯主となる場合に限る。）その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を確認することができると市町村長が認めるとき。

(新設)

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例)

第三十条の三十 外国人住民（中長期在留者のうち出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者（以下この項において「永住者」という。）及び特別永住者を除く。次項において同じ。）に対し交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中長期在留者（永住者を除く。）	住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留期間の満了の日まで
一時庇護許可者又は仮滞在許可者	住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六一条の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで
出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者	住民基本台帳カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失つた日から六十日を経過する日まで

2 外国人住民に再交付された住民基本台帳カードについて前項の規定を

(新設)

適用する場合には、同項中「交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず」とあるのは「再交付された住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十七第三項の規定により読み替えて適用する第三十条の十六の規定にかかわらず」と、同項の表中「住民基本台帳カード」とあるのは「再交付された住民基本台帳カード」とする。

（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知の方法）

第三十条の三十一 法第三十条の五十の規定による通知は、法務大臣の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて法務大臣が市町村長に使用させる電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。

（外国人住民についての適用の特例）

第三十条の三十二 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条の三第一項 第四号	第十二条第二項第一号	受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項	法第三十条の五十 第九条第二項若しくは法第三十条の五十 若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下
又は第十三号			

（新設）

第十五条の三第二項 及び第四号	第三十条の五第二号 及び第四号	第三十条の五第一号	第三十条の五第二号	第三十条の五第一号	第五号まで及び第十三号	号	及び戸籍の表示	第二十二条 及び第二十三条第二項及 び第二十四条の三	第二十二条 及び第二十三条第二項及 び第二十四条の三	法第三十条の四十五 に規定する国籍等及び 同条の表の下欄に掲げ る事項	法第三十条の四十五 に規定する国籍等及び 同条の表の下欄に掲げ る事項	四号若しくは第十三号 に掲げる事項、法第三 十条の四十五に規定す る国籍等又は同条の表 の下欄	四号若しくは第十三号 に掲げる事項、法第三 十条の四十五に規定す る国籍等又は同条の表 の下欄	三十条の四十五に規定 する外国人住民となつ た年月日（法第七条第 四号）	三十条の四十五に規定 する外国人住民となつ た年月日（法第七条第 四号）	第七号及び第八号に 掲げる事項並びに法第 八号から第十三号に 掲げる事項（同条第 四号又は第十三号）	第七号及び第八号に 掲げる事項並びに法第 八号から第十三号に 掲げる事項（同条第 四号又は第十三号）
行つた旨	住民票の記載の修正を 行つた旨	旨	住民票の記載を行つた	住民票の記載を行つた	第五号まで及び第十三 号に掲げる事項、法第 三十条の四十五に規定 する国籍等並びに同条 の表の下欄	第四号まで及び第十三 号に掲げる事項、法第 三十条の四十五に規定 する国籍等並びに同条 の表の下欄	法第三十条の四十五 に規定する国籍等及び 同条の表の下欄に掲げ る事項	法第三十条の四十五 に規定する国籍等及び 同条の表の下欄に掲げ る事項	法第三十条の四十五 に規定する国籍等及び 同条の表の下欄に掲げ る事項	法第三十条の四十五 に規定する国籍等及び 同条の表の下欄に掲げ る事項	法第三十条の四十五 に規定する国籍等及び 同条の表の下欄に掲げ る事項	法第三十条の四十五 に規定する国籍等及び 同条の表の下欄に掲げ る事項	法第三十条の四十五 に規定する国籍等及び 同条の表の下欄に掲げ る事項	法第三十条の四十五 に規定する国籍等及び 同条の表の下欄に掲げ る事項			
票の記載の修正を行つ た旨	外国人住民に係る住民 票の消除を行つた旨	票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民 票の記載を行つた旨			

(指定都市に関する法の規定の特例)

第三十一条 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六条第一項、法第七条第八号、法第九条第一項、法第十条、法第十二条第二項、法第十二条の二第二項、第四項及び第八項から第十二項まで、法第十二条第三項から第六項まで、法第十二条の二第三項及び第四項、法第十二条の三第五項から第八項まで、法第十五条第一項及び第三項、法第十六条第一項、法第十七条の二第二項、法第十九条第一項から第三项まで、法第二十二条から第二十四条まで、法第二十五条、法第二十七条第二項及び第三項、法第三十条の二、法第三十条の三第三項及び第四項、法第三十条の四十五から第三十条の四十八まで並びに法第三十四条並びに法附則第四条第一項とする。

第三十条の四十四第一項	(略)
者は、その者が記録されてい る住民基本台帳を作成した区長	(略)
を経由して	

(指定都市に関する法の規定の特例)

第三十一条 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六条第一項、法第七条第八号、法第九条第一項、法第十条、法第十二条第二項、法第十二条の二第二項、第四項及び第八項から第十二項まで、法第十二条第三項から第六項まで、法第十二条の二第三項及び第四項、法第十二条の三第五項から第八項まで、法第十五条第二項及び第三項、法第十六条第一項、法第十七条の二第二項、法第十九条、法第二十二条から第二十四条まで、法第二十五条、法第二十七条第二項及び第三項、法第三十条の二、法第三十条の三第三項及び第四項、法第三十四条並びに法附則第四条第一項とする。

第三十条の四十四第一項及び第二項	(略)
市町村の市町村長	(略)
長	住民基本台帳を作成し た区長を経由して、市

十四第二項	第三十条の四	住所地市町村長	(略)	(略)	(略)	
十項	第三十条の四十四第 三十条の四十四第 七項及び第八項	市町村長	ドを	その旨を	必要な措置を講じ	第三十条の四十四第
第三十条の四十四第	当該住民基本台帳カードを、その者が記録している住民基	最初の転入届を受けた区長を経由して、市長	六項	必要な措置を講じ、最初の転入届を受けた区長を経由して、市長	最初の転入届を受けた区長を経由して、市長	第三十条の四
			十四第五項			第三十条の四

(新設)	(新設)		項	第三十条の四十四第五	項	(略)		(新設)
(新設)	(新設)	＼ 住民基本台帳カードを	転出をする	その旨を	(略)	(新設)		(新設)
(新設)	(新設)	当該住民基本台帳カードを、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して	市の区域外へ住所を移す	その旨を、その者が記録している住民基本台帳を作成した区長を経由して、	(略)	(新設)		(新設)

第三十条の五十 項	(略)	(略)	本台帳を作成した区 長を経由して

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十六条から第二十条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の一、第三十条の四、第三十条の二十六第三項、第三十条の二十七第二項、第三十条の二十八並びに第三十条の二十九並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区又は区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条の十五第一 項	当該市町村	都道府県知事に 、当該区の属する市 の市長を経由して、 都道府県知事に 記録されている住民基 本台帳を作成した区 長を経由して、当該	市町村長 区長
第三十条の十五第一 項	当該市町村	都道府県知事に 、当該区の属する市 の市長を経由して、 都道府県知事に 記録されている住民基 本台帳を作成した区 長を経由して、当該	市町村長 区長

第三十条の十五第一 項	(略)	(略)	(新設)

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十六条から第二十条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の一、第三十条の四並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区又は区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条の十五第一 項	当該市町村	都道府県知事に 、当該区の属する市 の市長を経由して、 都道府県知事に 記録されている住民基 本台帳を作成した区 長を経由して、当該	市町村長 区長
第三十条の十五第一 項	当該市町村	都道府県知事に 、当該区の属する市 の市長を経由して、 都道府県知事に 記録されている住民基 本台帳を作成した区 長を経由して、当該	市町村長 区長

項	第三十条の十五第一	第三十条の十八第一	第三十条の十七第一		第三十条の十五第一
項 第三十条の十八第二 一	その者に対し	住所地市町村長	は 総務省令で定める場合に	(削除)	当該交付申請者が記 録されている住民基 本台帳を作成した区 長を経由して、当該 交付申請者の指定し た者の
者 が記録されてい る	その者に対し、そ の者 が記録されてい る	長 住所地市町村 の住民基本台帳を 作成した区長を經由 して、住所地市町村	合には、その者が記 録されている住民基 本台帳を作成した区 長を経由して	(削除) (削除)	当該交付申請者が記 録されている住民基 本台帳を作成した区 長を経由して、当該 交付申請者の指定し た者の

項	第三十条の十五第一	第三十条の十八第一	第三十条の十七第一		第三十条の十五第一
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	当該住民基本台帳カ ードを交付した	当該交付申請者が記 録されている住民基 本台帳を作成した区 長を経由して、当該 交付申請者の指定し た者の
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	市内の区域外へ住所を 移した	当該交付申請者が記 録されている住民基 本台帳を作成した区 長を経由して

第三十条の十九								
第三十条の二十一第一	第三十条の二十一第一	第三十条の二十一第一	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	住所地市町村長に	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して住所地市町村長に
当該住民基本台帳カード	当該住民基本台帳カード	住所地市町村長に	(削除)	転出届をした	(削除)	(削除)	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して住所地市町村長に	住民基本台帳を作成した区長を経由して住所地市町村長に

第三十条の二十								
第三十条の二十一第一	第三十条の二十一第一	第三十条の二十一第一	二号	一号	第三十条の二十一第一	第三十条の二十一第一	交付市町村長に	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して交付市町村長に
(新設)	二項	第三十条の二十二	第三十条の二十二	第三十条の二十一第一	第三十条の二十一第一	第三十条の二十一第一	交付市町村長に	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して交付市町村長に
(新設)	交付市町村長に	者に対し	付記転出届をした	転出をした	付記転出届(市の区域外へ住所を移した)	付記転出届(市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。)をした	市の区域外へ住所を移した	交付市町村長に
(新設)	に	者に対し、その者が区長を経由して、交付市町村長に	記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、交付市町村長に	記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、交付市町村長に	記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、交付市町村長に	記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、交付市町村長に	市の区域外へ住所を移した	交付市町村長に

第三十条の二一七 第一項	第三十条の二一六 第一項	第三十条の二一五 第一項	第三十条の二一四 第一項	第三十条の二一三 第一項	第三十条の二一二 第一項	第三十条の二一一 第一項	第三十条の二一〇 第一項	(削除)	
市町村名 (特別区にあつ)	備える市町村の市町村長		者に対し	住所地市町村長に				(削除)	
市名及び区名並びに 長	本台帳を作成した区 長	村長 (指定都市にあ つては、当該住民基 本台帳を作成した区 長)	記録されている住民 基本台帳を作成した	区長を経由して 村長に	、その者が記録され ている住民基本台帳 を作成した区長を経 由して、住所地市町 村長に	、その者が記録され ている住民基本台帳 を作成した区長を経 由して、住所地市町 村長に	した区長を経由して 住民基本台帳を作成 した区長を経由して 者に記録されていいた に該当する際にその 者が記録されていいた	(削除)	

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第三十条の二一三 第一項	第三十条の二一二 第一項	第三十条の二一一 第一項	第三十条の二一〇 第一項	第三十条の二一三 第一項	第三十条の二一四 第一項
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	交付市町村長に	交付市町村長に	交付市町村長に	交付市町村長に	市町村長に	市町村長に
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	、その者が記録され ている住民基本台帳 を作成した区長を経 由して、交付市町村 長に	、その者が記録され ている住民基本台帳 を作成した区長を経 由して、交付市町村 長に	、その者が記録され ている住民基本台帳 を作成した区長を経 由して、交付市町村 長に	、その者が記録され ている住民基本台帳 を作成した区長を経 由して、交付市町村 長に	付記転出届をした	付記転出届 (市の区 域外へ住所を移すこ とに係るものに限る) をした

一項第一号	では、区名。次号において同じ。）及び
第三十条の二十七第一項第二号	市町村名及び

(保存)

第三十四条 第八条、第八条の二、第十条若しくは第十二条第三項の規定により消除された住民票（世帯を単位とする住民票にあつては、全部が消除された住民票に限る。）又は第十九条の規定により全部が消除された戸籍の附票は、その消除された日から五年間保存するものとする。第十六条（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき住民票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の住民票又は戸籍の附票についても、同様とする。

2・3 (略)

附則 (施行期日)

第一条 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第一条の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第十一条、第十二条第一項及び第二十六条の改正規定、第十七条の改正規定（同条第一号の改正規定（「（以下「転入届」という。）」に係る部分に限る。）及び同条第二号の改正規定（「法第二十四条」を「の規定による届出（以下「転居届」という。）、転出届」に改め、「届出」の下に「（次条第二号及び第二十七条の三第二

(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------

(保存)

第三十四条 第八条、第十条若しくは第十二条第三項の規定により消除された住民票（世帯を単位とする住民票にあつては、全部が消除された住民票に限る。）又は第十九条の規定により全部が消除された戸籍の附票は、その消除された日から五年間保存するものとする。第十六条（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき住民票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の住民票又は戸籍の附票についても、同様とする。

2・3 (略)

第三十条の二十七第一項第二号	市名及び区名並びに
----------------	-----------

号において「世帯変更届」という。」を加える部分に限る。）を除く。）、第二十七条の二の改正規定（同条第一号の改正規定（「法第二十二条の規定による届出」を「転入届」に改める部分に限る。）及び同条第二号の改正規定（「法第二十三条、法第二十四条及び法第五条の規定による届出」を「転居届、転出届及び世帯変更届」に改める部分に限る。）を除く。）、第二十七条の三の改正規定（同条第一号に係る部分（法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出に係る部分に限る。）及び同条第三号に係る部分に限る。）、第二十八条の改正規定（同条第一号の改正規定（転入届に係る部分に限る。）及び同条第二号の改正規定を除く。）、第二十九条の見出しの改正規定、第三十条の二十一第五号の改正規定（「又は」を「第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき又は」に改める部分に限る。）、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三一条第一項の改正規定、同条第二項の表第三十条の四十四第六項の項の次に次のように加える改正規定（同表第三十条の五十の項に係る部分に限る。）、第三十二条第一項の改正規定、同条第二項の表に次のように加える改正規定（同表第三十条の二十二の項に係る部分を除く。）並びに第三十四条第一項の改正規定並びに附則第八条から第十条まで及び附則第十三条の規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日

二 第十二条第二項第三号、第十五条の三第二項及び第三十条の改正規定並びに附則第二条から第七条まで及び附則第十一条の規定 公布の日

三 次条及び附則第七条の二の規定 住民基本台帳法施行令の一部を改

正する政令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四号）の施行の日

（改正法附則第三条第一項の政令で定める日）

第一条の二 改正法附則第三条第一項の政令で定める日は、平成二十四年五月七日とする。

（仮住民票の磁気ディスクによる調製）

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、改正法附則第三条第一項に規定する仮住民票（以下「仮住民票」という。）を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。この場合においては、この政令による改正後の住民基本台帳法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定を準用する。

（仮住民票の記載事項）

第三条 市町村長が改正法附則第三条第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成する場合には、改正法による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第三十条の四十五の表中「入管法第十九条の二に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号」とあるのは「入管法第二条の二第一項に規定する在留資格、同条第三項に規定する在留期間及びその満了の日並びに外国人登録法（昭和二十七年法律第二百一十五号）第四条第一項第一号に規定する登録番号」と、「入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号」とあるのは「外国

人登録法第四条第一項第一号に規定する登録番号」とする。

(仮住民票の消除)

第四条 市町村長は、改正法附則第三条第一項の政令で定める日（以下「基準日」という。）後附則第一条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）の前日までの間に、仮住民票の作成の対象とされた者が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、その仮住民票を消除しなければならない。

(仮住民票の記載の修正)

第五条 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、仮住民票に記載されている事項に変更があつたときは、その仮住民票の記載の修正をしなければならない。

(仮住民票の記載事項に係る調査)

第六条 市町村長は、仮住民票の記載、消除又は記載の修正に際し、必要があると認めるときは、仮住民票に記載される事項について調査をすることができる。

2 前項の場合においては、新法第三十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

(仮住民票に記載されている事項の安全確保)

第七条 市町村長は、仮住民票に関する事務の処理に当たつては、仮住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及び損の防止その他の仮住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から仮住民票に関する事務の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(改正法附則第九条の政令で定める日)

第七条の二 改正法附則第九条の政令で定める日は、平成二十五年七月七日とする。

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例に関する経過措置)

第八条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書をいう。）は、在留カードとみなして、新令第三十条の二十の規定を適用する。

(外国人住民に係る住民票コードの記載に関する経過措置)

第九条 市町村長は、改正法附則第九条の政令で定める日の翌日（以下「適用日」という。）に、現に住民基本台帳に記録されている外国人住民（新法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）（適用日前に新法第二十四条の規定による届出（以下この項において「転出届」という。）をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者を除く。）に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下この条において「住民票コード」という。）

のうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。

この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

2

市町村長は、新たにその市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の住民基本台帳に記録されるべき外国人住民につき住民票の記載をする場合において、その者が適用日前に他の市町村の住民基本台帳に記録されていた者であつて適用日以後当該住民票の記載をする時までの間にいづれの市町村においても住民基本台帳に記録されていなかつたもの又は前項に規定する適用日前に転出届をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者であるときは、その者に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3

前二項の場合においては、新法第三十条の二第三項の規定を準用する。

（住所を変更した外国人住民に係る市町村長の通知に関する規定の適用の特例）

第十一条 外国人住民については、適用日の前日までは、新令第十三条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

（指定都市の特例）

第十一條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第二条から第七条まで及び第九条の

規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

○ 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）

	改 正 案	現 行
第三十三条 法附則第六条第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、次に掲げる政令の規定を適用する。	第三十三条 法附則第六条第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、次に掲げる政令の規定を適用する。	第三十三条 法附則第六条第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、次に掲げる政令の規定を適用する。
一・二 （略）	一・二 （略）	一・二 （略）
三 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第一条、第六条、第十二条第二項第五号（同令第三十二条第一項において適用する場合を含む。次項及び第十七条において同じ。）、第二十三条第二項第五号、第二十四条の三第六号及び第二十九条	三 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第一条、第六条、第十二条第二項第五号（同令第三十二条第一項において適用する場合を含む。次項及び第十七条において同じ。）、第二十三条第二項第五号、第二十四条の四第六号及び第二十九条	三 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第一条、第六条、第十二条第二項第五号（同令第三十二条第一項において適用する場合を含む。次項及び第十七条において同じ。）、第二十三条第二項第五号、第二十四条の四第六号及び第二十九条
四 （略）	四 （略）	四 （略）
2 （略）	2 （略）	2 （略）
（法附則第七条第一項の給付についての予算決算及び会計令等の適用）	（法附則第七条第一項の給付についての予算決算及び会計令等の適用）	（法附則第七条第一項の給付についての予算決算及び会計令等の適用）
第十七条 法附則第七条第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、次に掲げる政令の規定を適用する。	第十七条 法附則第七条第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、次に掲げる政令の規定を適用する。	第十七条 法附則第七条第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、次に掲げる政令の規定を適用する。
一 （略）	一 （略）	一 （略）
二 住民基本台帳法施行令第一条、第六条、第十二条第二項第五号、第二十三条第二項第五号、第二十四条の三第六号及び第二十九条	二 住民基本台帳法施行令第一条、第六条、第十二条第二項第五号、第二十三条第二項第五号、第二十四条の四第六号及び第二十九条	二 住民基本台帳法施行令第一条、第六条、第十二条第二項第五号、第二十三条第二項第五号、第二十四条の四第六号及び第二十九条
三 （略）	三 （略）	三 （略）
2 （略）		

○ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）

改 正 案	現 行
<p>（法第六十一条の八の二の政令で定める事由等）</p> <p>第六条 法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第十一条、第十二条第一項及び第三項並びに<u>第三十条の三十二</u>の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項に定める事由（住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知があつたことを除き、記載の修正の事由にあつては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載の修正に係るものに限る。）とする。</p> <p>2 市町村の長は、法第六十一条の八の二の規定により、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票について、その記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）をしたことを法務大臣に通知するときは、当該外国人住民に係る第一号から第四号までに掲げる事項及び当該記載等に係る第五号から第八号までに掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項又は<u>第三十条の三十二</u>の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項の規定により記載等をした場合における当該記載等がこれらの規定によるものであること及び当該記載等をした年月日。ただし、次の一から二までに掲げる場合には、当該記載等をした年月日に代え、当該イからニまでに定める年月日</p>	<p>（法第六十一条の八の二の政令で定める事由等）</p> <p>第六条 法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第十一条、第十二条第一項及び第三項並びに<u>第三十条の二十八</u>の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項に定める事由（住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知があつたことを除き、記載の修正の事由にあつては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載の修正に係るものに限る。）とする。</p> <p>2 市町村の長は、法第六十一条の八の二の規定により、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票について、その記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）をしたことを法務大臣に通知するときは、当該外国人住民に係る第一号から第四号までに掲げる事項及び当該記載等に係る第五号から第八号までに掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項又は<u>第三十条の二十八</u>の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項の規定により記載等をした場合における当該記載等がこれらの規定によるものであること及び当該記載等をした年月日。ただし、次の一から二までに掲げる場合には、当該記載等をした年月日に代え、当該イからニまでに定める年月日</p>

3

イ
ソ
二

(略)

3

イ
ソ
二

(略)